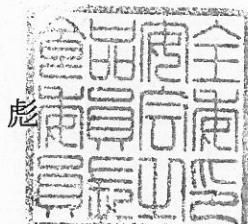




府食第596号
平成21年6月25日

厚生労働大臣
舛添 要一 殿

食品安全委員会
委員長 見上



食品健康影響評価の結果について

食品安全委員会では、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第1項第2号の規定に基づき関係大臣から依頼を受けて食品健康影響評価を行うほか、自らの判断で食品健康影響評価を行うこととしています。

食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価については、平成16年12月に自らの判断で行うことを決定し、食中毒原因微生物の評価指針の策定及び評価すべき対象の優先順位の決定を行った上で、個別の微生物の評価を進めてきたところです。

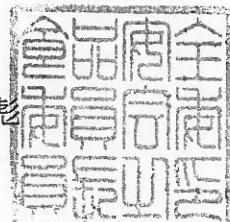
今般、鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリの食品健康影響評価結果を別添のとおり取りまとめましたので、当該評価結果を踏まえ適切なリスク管理措置を検討されるようお願いします。



府食第596号
平成21年6月25日

農林水産大臣
石破 茂 殿

食品安全委員会
委員長 見上



食品健康影響評価の結果の通知について

食品安全委員会では、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第1項第2号の規定に基づき関係大臣から依頼を受けて食品健康影響評価を行うほか、自らの判断で食品健康影響評価を行うこととしています。

食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価については、平成16年12月に自らの判断で行うことを決定し、食中毒原因微生物の評価指針の策定及び評価すべき対象の優先順位の決定を行った上で、個別の微生物の評価を進めてきたところです。

今般、鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリの食品健康影響評価結果を別添のとおり取りまとめましたので、当該評価結果を踏まえ適切なリスク管理措置を検討されるようお願いします。